

○計量法施行規則

(平成五年十月二十五日通商産業省令第六十九号)

最終改正：平成二十九年九月二十二日経済産業省令第六十九号

第一章～第四章 (略)

第五章 計量証明の事業

第一節 登録(第三十八条—第四十九条)

第二節 特定計量証明事業(第四十九条の二—第四十九条の十)

第六章～第八章 (略)

第九章 雑則

第一節 報告(第九十六条—第一百三条)

第二節～第六節 (略)

第七節 適用除外(第一百三十五条)

第八節 電磁的記録媒体による提出(第一百三十六条)

附則

別表第四

第五章 計量証明の事業

第一節 登録

(登録の基準)

第四十一条 (略)

- 一 計量証明に使用する器具、機械又は装置(第二号又は第三号に掲げるものを除く。)が、別表第四の第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

二 (略)

三 計量証明に使用する器具、機械又は装置が、別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、同表の第二欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に該当し、かつ、同表の第三欄に掲げる数以上であること。

(登録簿)

第四十二条 都道府県知事は、計量証明の事業の登録簿を備え、これに次の事項を記録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 法第八十八条第一号 から第五号 までに掲げる事項

三 法第一百十条第二項 又は第一百一十一条 の規定による命令をしたときは、その命令の内容

四 法第一百三十三条 の規定により事業の停止を命じたときは、その理由及びその期間

五 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分にあつては、法第二百一十一条の二の認定(以下この章において単に「認定」という。)又は法第二百一十一条の四の認定の更新(以下この章において単に「認定の更新」という。)を受けた年月日及び認定番号

(事業規程)

第四十三条 法第一百十条第一項 前段の規定により事業規程の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の二による届出書に事業規程を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 別表第四の第一号から第六号まで、第七号及び第八号に掲げる事業の区分に係る法第一百十条第一項 の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 計量証明の対象となる分野に関する事項

二 計量証明を実施する組織に関する事項

三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項

五 計量証明に係る証明書(以下「計量証明書」という。)の発行に関する事項(計量証明書に法第百十条の二第一項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む。)

六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項

七 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項

八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

3 別表第四の第六号の二に掲げる事業の区分に係る法第百十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 計量証明の対象となる分野に関する事項

二 計量証明を実施する組織に関する事項

三 特定計量証明事業を行うことのできる第四十九条の二に規定する認定の区分ごとの計量の方法に関する事項

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項

五 計量証明書の発行に関する事項(計量証明書に法第百十条の二第一項の標章又は法第百二十一条の三第一項の標章を付す場合は、これらの標章の取扱いに関する事項を含む。)

六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項

七 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項

八 前各号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項

4 法第百十条第一項後段の規定により事業規程の変更の届出をしようとする計量証明事業者は、様式第六十一の三による届出書に変更後の事業規程を添えて、法第百七条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

(登録証の交付)

第四十四条 (略)

第四十四条の二 法第一百十条の二第一項 の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 計量証明書である旨の表記
 - 二 計量証明書の発行番号及び発行年月日
 - 三 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
 - 四 計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号
 - 五 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
 - 六 計量の対象
 - 七 計量の方法(別表第四の第一号から第五号までに掲げる事業にあつては、計量に使用した計量器)
 - 八 計量証明の結果
 - 九 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 2 法第一百十条の二第一項 の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。



第二節 特定計量証明事業

(認定の区分)

第四十九条の二 法第二百一十一条の二 の経済産業省令で定める事業の区分(以下「認定の区分」という。)は、次のとおりとする。

- 一 大気中のダイオキシン類

ニ 水又は土壌中のダイオキシン類

三 大気中の一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―ーH―インデン(別名クロルデン)、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(四―クロロフェニル)エタン(別名DDT)又は一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―ーH―インデン(別名ヘプタクロル)

四 水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―ーH―インデン(別名クロルデン)、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(四―クロロフェニル)エタン(別名DDT)又は一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―ーH―インデン(別名ヘプタクロル)

(認定の申請)

第四十九条の三 認定を受けようとする者は、様式第六十三の二による申請書に次の書類を添えて、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)又は特定計量証明認定機関(以下「認定機関等」という。)に提出しなければならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款及び登記事項証明書並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画

二 前号以外の者にあつては、事業概況書

三 特定計量証明事業の実施の方法を定めた書類

四 次の事項を記載した書面

イ 認定の対象となる事業の実績

ロ 特定計量証明事業に従事する者(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)の氏名及びその略歴

ハ 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ニ 特定計量証明事業を行う施設の概要

ホ 申請者(申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員)が特定計量証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことを説明した書面

(特定計量証明事業の認定の更新)

第四十九条の四 法第二百一十一条の四第一項の規定により、認定特定計量証明事業者が認定の更新を受けようとする場合は、前二条の規定を準用する。この場合において、前条中「様式第六十三の二」とあるのは、「様式第六十三の三」と読み替えるものとする。

(認定の実施)

第四十九条の五 認定機関等は、認定又は認定の更新をしたときは、その申請者に特定計量証明事業に係る認定証(以下この節において「認定証」という。)を交付する。

2 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日及び認定番号

二 氏名又は名称及び住所

三 認定の区分

四 事業所の名称及び所在地

五 認定の有効期限

3 認定機関等は、認定又は認定の更新を行ったときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(変更の届出等)

第四十九条の六 認定特定計量証明事業者は、認定特定計量証明事業者若しくは特定計量証明事業を行う事業所の名称又は第四十九条の三第三号及び第四号ロからニまでに掲げる事項(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)を変更したときは、遅滞なく、様式第六十三の四による届出書をその認定をした認定機関等に提出しなければならない。この場合において、認定証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその認定証を添えて提出し、訂正を受けなければならない。

2 認定機関等は、前項の規定により提出された認定証を訂正したときは、その認定証の裏面に、認定証を訂正した年月日及び訂正した認定証に記載された事項を記入するものとする。

3 認定機関等は、前項の規定により認定証を訂正したときは、遅滞なく、訂正した事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

(計量証明書)

第四十九条の七 法第二百一条の三第一項 の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 計量証明書である旨の表記

二 計量証明書の発行番号及び発行年月日

三 計量証明書を発行した認定特定計量証明事業者の氏名又は名称及び住所

四 計量証明を行った事業所の名称、所在地、認定番号及び登録番号

五 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名

六 計量の対象

七 計量の方法

八 計量証明の結果

九 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

2 法第二百一条の三第一項 の経済産業省令で定める標章は、次のとおりとする。



(認定証の再交付)

第四十九条の八 認定特定計量証明事業者は、認定証を汚し、損じ、又は失ったときは、様式第六十三の五による申請書に、その認定証(認定証を失ったときは、その事実を記載した書面)を添えて、その認定を受けた認定機関等に提出し、その再交付を受けることができる。

2 認定機関等は、前項の規定により認定証を再交付するときは、再交付する認定証の裏面に、再交付する年月日及び再交付する旨を記入するものとする。

(認定証の返納)

第四十九条の九 認定特定計量証明事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その認定証を経済産業大臣に返納しなければならない。

一 法第百十三条の規定により計量証明事業者の登録が取り消され、又は事業の停止の命令を受けたとき。

二 法第百二十一条の五の規定により認定が取り消されたとき。

三 法第百二十一条の六で準用する法第六十六条の規定により認定が失効したとき。

2 経済産業大臣は、法第百十三条の規定により事業の停止の命令を受けた者であって、当該停止の期間が満了した者に対し、前項の規定により返納された認定証を返還するものとする。

(準用)

第四十九条の十 第七条第二項及び第三十四条の規定は、認定特定計量証明事業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第二百一十一条の六において準用する法第四十一条」と、「前項の届出書に添えて」とあるのは「様式第六十三の四による届出書に添えてその認定をした認定機関等に」と、第三十四条中「法第六十五条」とあるのは「法第二百一十一条の六において準用する法第六十五条」と、「その届出に係る工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「その認定をした認定機関等」と読み替えるものとする。

- 2 認定機関等は、前項の規定により提出された届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

第六章～第八章 (略)

第九章 雑則

第一節 報告

(定期検査に代わる計量士による検査を行う計量士等)

第九十六条 次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
一～六 (略)	(略)	(略)	(略)
六の二 認定特定計量証明事業者	認定を受けた事業所ごとに作成した様式第九十の二による報告書	その認定をした認定機関等	当該年度終了後三十日を経過する日まで

七・八（略）	（略）	（略）	（略）
--------	-----	-----	-----

第二節～第六節（略）

第七節 適用除外

（条例等に係る適用除外）

第百三十五条 第十三条において準用する第六条第一項及び第三項、第七条並びに第九条第一項、第十七条、第十八条において準用する第七条第一項及び第二項並びに第九条第一項、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十八条第一項、第三十一条、第三十四条、第三十九条第一項、第四十三条第一項及び第四項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十八条、第四十九条で準用する第三十一条第二項及び第三十四条、第七十二条第一項（国の事業所に係る部分を除く。）、第八十一条において準用する第三十一条及び第三十四条（国の事業所に係る部分を除く。）、第九十六条の表の提出すべき報告書の欄並びに第百四条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則、その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

2 （略）

第八節 電磁的記録媒体による提出

（電磁的記録媒体による提出）

第百三十六条 （略）

2 （略）

3 次の各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第四十九条の三の様式第六十三の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類

- 二 第四十九条の四において準用する第四十九条の三の様式第六十三の三による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
- 三 第四十九条の六第一項の様式第六十三の四による届出書
- 四 第四十九条の八第一項の様式第六十三の五による申請書及び認定証を失ったときは、その事実を記載した書面
- 五 第四十九条の十第一項において準用する第七条第二項の様式第四から様式第六の二までによる書面
- 六～十 (略)
- 十一 第九十六条の表第六号の二に掲げる様式第九十の二による報告書
- 十二 (略)
- 4 前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならない。
- 5 押印をすることとされている書類について、第一項又は第三項の規定により電磁的記録媒体による提出を行う場合にあっては、押印のある様式第九十九又は様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

附 則（平成二十九年九月二十二日経済産業省令第六十九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (略)

第二条～第四条 (略)

別表第四(第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係)

事業の区分		特定計量器その他の器具、 機械又は装置	数量	計量士
一～四 (略)		(略)	(略)	(略)
五 (略)		(略)	(略)	
六 濃度	大気中 の物質 の濃度に 係る事業	イ～ハ (略) ニ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排ガス処理 のための装置(有害物質の 排出を防ぐことができる性 能を有するものに限る。) ホ～ヌ (略)	(略)	(略)
	水又は 土壌中 の物質 の濃度に 係る事業	イ～ニ (略) ホ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる排水処理の ための装置(有害物質の排 出を防ぐことができる性能を 有するものに限る。) ヘ・ト (略)	(略)	
六の二 特 定濃度	大気中 のダイオ キシン類 の濃度に 係る事業	イ 対象物質の分析方法に 応じ必要となる分析機器又 は分析装置及び標準物質	一	環境計量士(濃度関係) であって対象物質の濃 度に関する実務に一年 以上従事している者又 はこれと同等以上の経 験を有していると経済産
		ロ 非自動はかり(ひょう量 が百グラム以上であって感 量がーミリグラム以下のも	一	

	のに限る。)		業大臣が認めた者
	ハ イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	一	
	ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)	一	
	ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)	一	
	ヘ 温度計(計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限る。)	一	
	ト ガスメーター(一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。)	一	
	チ U字型マンオメーター又は傾斜型マンオメーター	一	
	リ ピトー管式流速計又は	一	

		熱線式流速計		
		又 吸引装置(気体を吸引できるものに限る。)		
	水又は 土壌中 のダイオ キシン類 の濃度に 係る事業	イ 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	一	環境計量士(濃度関係)であって対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事している者又はこれと同等以上の経験を有していると経済産業大臣が認めた者
		ロ 非自動はかり(ひょう量が百グラム以上であって感量がーミリグラム以下のものに限る。)	一	
		ハ イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	一	
		ニ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)	一	
		ホ 対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置(有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。)	一	
七(略)		(略)	(略)	(略)
八(略)		(略)	(略)	(略)

※これらは、間違いのないように作成したつもりですが、疑義が生じた場合には認定センターまでお知らせください。